毎月1·11·21日発行 10/21 令和3年(2021) No.2223

広報

Shinagawa



品川区手話言語条例特集号

発行/品川区 編集/広報広聴課 ®140−8715 品川区広町2−1−36 ☎3777−1111(代表) Fax5742−6870(広報広聴課) https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/



左から町田尚美さん、三輪雄幸さん、三輪千枝さん

品川区手話言語条例を制定しました

品川区では、令和3年7月15日に「品川区手話言語条例」を制定しました。手話は、手や指、顔や体の動きを用いて表現する言語で、 手話を必要とする方にとって、生きていく上で必要な大切な言語です。区は手話が言語であるとの認識のもと、手話による意思疎通が 図りやすい環境の整備を推進し、手話を必要とする方が安心して生活することができる地域社会の実現を目指します。

日話でつながる

手話を必要とする方が、安心して暮らせる地域社会を目指すために 必要な言語「手話」について学び、わたしたちにできることが「何か」 を考えてみませんか。

問い合わせ「障害者福祉課障害者福祉係 (☎5742-6707 Fax3775-2000)

品川区手話言語条例が 手話を知るきっかけとなってほしい

生まれつき聴覚障害があった私が最初に学んだのが 「口話」でした。口話は発音や口の動きの読み取りを 繰り返し学習しますが、言葉のもつ意味を学ぶことはあ りませんでした。例えば、口の動きだけでは「たばこ」 と「たまご」の違いがわからないため、文章が成立せず 混乱することも多々ありました。手話を始めたのは小学 4年生の時。手話を覚えてようやく言葉のもつ意味を理 解できるようになりました。手話はわたしたちにとって 大切な言語です。日本手話は日本語とは文法も異なり ます。

聴覚障害者には、中途失聴者や音・言葉が聞き取り にくい難聴者など、いろいろな方がいます。コミュニ ケーションの方法も様々で、すべての聴覚障害者が日 本手話を使うとは限りません。後天的な聴覚障害者で あれば失聴前は日本語を話していたので日本語対応手 話のほうが理解しやすい方や、口話や筆談でコミュニ ケーションをとる方もいます。

品川区手話言語条例の制定をきっかけに、区民の 皆さんに聴覚障害者それぞれのコミュニケーションの違 いや手話の必要性、聞こえないことでの生活の不自由 さを深く理解してもらえるとうれしいです。理解が広ま り、いずれは手話が「言語」として学校や商店街など 身近な場所で学習したり活用できたりする。そのような 環境が整う一歩となるよう願っています。



写真の手話は"通じる"を意味します



品川区登録手話通訳者 町田尚美さん

品川区聴覚障害者

協会会長

生後8カ月で息子が感音性難聴とわかり、 息子とコミュニケーションを取るために手 話を学びました。手話通訳者は聞こえな い方の生命や財産、人権に関わるあらゆ る場面で通訳を行うため、その責任の重 さを感じています。それでも、少しでも豊 かな人生につながるお手伝いができるこ とは喜びも大きくやりがいもあります。

手話通訳者・要約筆記者を 派遣します

聴覚などの障害で意思疎通に支障がある方の社 会生活を支援するため、手話通訳者、音声等の 情報を文字で伝える要約筆記者を派遣していま す。個人(聴覚に障害のある方)のほか、企業・ 団体の方も利用できます。

問い合わせ/地域活動支援センター「逢」 (☎5750-4996〈派遣専用〉Fax3785-3366 ✓ sina-haken@s-kaikan.net)

品川区立心身障害者福祉会館

心身障害者福祉会館は障害者福祉の向上と、障害者の自立と社会参加のため の援助、障害者団体やボランティア団体の活動および障害者に対する理解を 深める拠点として、現在4部署に分かれて運営しています。

所在地/旗の台5-2-2

- ・地域活動支援センター「逢」*
- ・自立訓練
- ・生活介護
- ・旗の台障害児者相談支援センター ※4ページで手話体験講座の募集をお知らせ。
- * 「逢」では、手話通訳者・要約 筆記者の派遣や各講習会を開催し ボランティアの育成、交流室の開 設・交流活動、障害のある方が様々 な分野のことを学ぶことができる 場の提供をしています。

手話で教育をする

明晴学園

明晴学園(八潮5)は平成20年に開校した、聞こえない子・聞こえに くい子が手話で学ぶ日本で唯一の私立ろう学校です。幼稚部・小学 部・中学部があり、子どもたちは日本手話を第一言語(母語)、日本 語を第二言語として学び、ろう文化と聴文化を理解する教育を受け ています。子どもが主体となった学校づくり、授業づくりをしてお り、子どもたちは、母語の日本手話で、いきいきと楽しい学校生活 を送っています。

明晴学園(八潮5-2-1☎6380-6775 Fax6380-6751)

手話の基本を知ろう!

手話とは?

手や指を使って話す「手のことば」です。聴覚に障害のある方は 耳が聞こえなかったり、声を出して話すことが難しかったりする ので、目で見えるコミュニケーション方法を使います。手話を使 う時に大切なのは、気持ちも表現すること。手や指の動きだけで なく表情や体の動きも使って表現するようにしましょう。

聴覚障害について 知っておきたいこと

三輪会長に聞く



Q:日常生活で困っていることはなんですか?

A: 手話がわかる人が少ないため、手話で自分の気持 ちや意思を伝えることができません。また、社会に は音声情報があふれていますが、わたしたちには情 報が入ってきません。例えば駅のホームや電車内で の緊急アナウンスを聞くことができなかったり、病 院の受付で呼ばれても聞こえないので2時間待った りしたこともありました。筆談が面倒で入店を断ら れたこともあります。クレジットカードを紛失した時 には、代理人が警察やクレジットカード会社へ電話 をかけましたが、本人確認ができず苦労しました。 今は新型コロナウイルス感染症予防のために皆さん マスクをつけていますので、口の動きが読めず、会 話も難しくなっています。

Q: 困っている人を見かけたら。 わたしたちが できることはありますか?

A:話しかける時はまず視線を合わせてください。困っ た表情だと怒られていると勘違いしてしまう場合が あります。和やかな表情で声かけをしてくれるとう れしいです。手話がわからなくてもスマートフォンの メモ機能や筆談、身振り手振りでも伝わります。 聴覚障害者は見た目ではわかりません。声かけに気 づかずその場を去ってしまうことがあり、無視したと 誤解される場合があります。声をかけても応答がな い場合は「聞こえない人では?」という気づきが広 がるとうれしいです。



~手話を必要とする人が安心して生活することができる品川区を目指して~

今後、区では手話の普及のため、次のような取り組みを行います。

周知用パンフレットの配布

手話の普及動画の配信

区民向け手話体験講座の開催

今年度の取り組み

「区職員向け手話体験講座」の実施

講師が実体験をもとに、聴覚に障害のある方が日 常で困ることや、サポートするときに気をつけて ほしいことなどを解説。その後、手話の語源を学 び、あいさつや数の数え方など、基本的な手話を はじめ、区役所で使用する頻度の高い文章表現な どを体験しました。



夏休みイベントの開催

心身障害者福祉会館では、楽 しみながら手話に触れること のできる手話クイズのDVDを 制作。DVDと解答用紙は近隣 の15町会を通して、地域の小 学生に配布しました。



区役所の 通訳サービス

手話通訳者がいます

障害者福祉課(本庁舎3階)の窓口では、手話通訳者を介した 各種相談に応じています。

対応日時/月・水曜日午後1時~4時、金曜日午前9時~正午 ※ほかの曜日と時間帯は、遠隔通訳サービスで対応していま

問い合わせ

障害者福祉課障害者福祉係(☎5742-6707 Fax3775-2000)

遠隔通訳サービスがあります

区役所外にいる通訳スタッフが、タブレット 端末のビデオ通話機能を利用して、手話と13 カ国語を同時通訳します。各施設の開庁日に 利用できます。



設置場所/区役所、消費者センター、地域セン ター、保健センターほか

問い合わせ 情報推進課(☎5742-6618 Fax5742-7164)

区で行っている

手話体験講座

手話に興味がある方、今まで学習の機会がなかった方、ぜひご参加ください。 日時/12月3日金・10日金・17日金 午後4時~6時(全3回)

会場/心身障害者福祉会館(旗の台5-2-2)

対象・定員/区内在住か在勤の18歳以上で、初めて手話を学ぶ方10人(抽選) 申込方法・問い合わせ/11月22日(月)(必着)までに、往復はがきで講座名、住所、 氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を地域活動支援センター「逢」(®142-0064 旗の台5-2-2☎5750-4996 Fax3782-3830) へ郵送

※募集案内は心身障害者福祉会館、障害者福祉課、地域センター、文化センター、 図書館などで配布しています。また同会館ホームページhttp://www.s-kaikan. net/からダウンロードもできます。

手話講習会

心身障害者福祉会館では、聴覚障害者の福祉の向 上や手話の普及を目的に、手話講習会(入門~通訳 者養成クラス)を開催しています。例年2月に広報し ながわで募集記事を掲載します(年によって開催時期 などが変わることがあります)。

多くの人と交流を深め るため、またボランティア や仕事として活用するため に、学んでみませんか。



へルプカードを配布しています

ヘルプカードは、援助を必要とする障害のある方などが携 帯し、困った時に周囲の方へ必要な支援や配慮をお願いす るためのカードです。

災害のときに

日常的に

緊急のときに

●近くにお困りの方がいたら…

「何かお手伝いすることはあります か?」と穏やかにゆっくり声をかけて ください。「ヘルプカード」や「ヘルプ カードホルダー」を持っていたら、カー ドの中に書いてある必要な支援にご協 力をお願いします。

ヘルプカード・ヘルプカードホルダー の配布場所/

障害者福祉課 (本庁舎3階)、保健セン ター、支え愛・ほっとステーションほか



電話リレーサービスが利用できます

7月1日から公共インフラで電話リレーサービスが始まりました。

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある方と聞こえる方との会話を、通訳オペ レータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間・365日、電話で双方向に つなぐサービスです。

問い合わせ/日本財団電話リレーサービス (26275 - 0910 Fax 6275 - 0913 info@nftrs.or.jp)





3区合同オンライン講演会

「高次脳機能障害との上手なつきあい方」

日時/11月21日 日午後1時30分~3時30分

内容/講演(橋本圭司医師)、家族会紹介 ※Zoomを利用したオンライン開催。 申込方法/11月13日出までに、「11/21の講演会申込」とし、①氏名②事業所名もしく は家族・当事者など③職種④ミーティングIDの送信先メールアドレス⑤ご意見・ご質問 などを品の輪≥shinanowa@yahoo.co.jpへメールで申し込み

※開催数日前に、ミーティングIDを送ります。

問い合わせ/品川区高次脳機能障害者と家族の会・渡辺☎3781-0921 障害者福祉課障害者相談支援担当(☎5742-6711 Fax3775-2000)

